

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成25年11月21日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 金子 武 志（千葉地方裁判所刑事第2部判事）  
裁判官 秋 田 志 保（千葉地方裁判所刑事第2部判事）  
裁判官 福 岡 涼（千葉地方裁判所刑事第2部判事補）  
検察官 嶋 村 勲（千葉地方検察庁検事）  
検察官 堀 田 さつき（千葉地方検察庁検事）  
弁護士 立 松 彰（千葉県弁護士会所属）  
弁護士 野 中 篤（千葉県弁護士会所属）

1番 裁判員経験者 男  
2番 裁判員経験者 男  
3番 裁判員経験者 女  
4番 裁判員経験者 男  
5番 裁判員経験者 男  
6番 裁判員経験者 女  
7番 補充裁判員経験者 女  
8番 補充裁判員経験者 男

議事要旨

別紙1のとおり

(別紙1)

**【司会者】** それでは、そろそろ時間もまいったようですので、ただいまから裁判員経験者との意見交換会を始めさせていただきます。

本日は、裁判員あるいは補充裁判員をお務めいただいた8名の方においでいただいております。

8名の方々には、それぞれお忙しい中、裁判所までおいでいただき、誠にありがとうございます。

私は、千葉地方裁判所刑事第2部の裁判官で部総括をしております金子と申します。本日は、よろしく願いいたします。

本日の意見交換会なのですけれども、裁判員もしくは補充裁判員を経験された皆様から意見を伺うということで、何が中心かと申しますと、裁判員裁判の審理をより分かりやすくするためにはどうしたらいいのかという点を中心に、皆様の貴重な御意見を伺いたいと思っております。

そして、審理を分かりやすくするためには、検察官、弁護士、裁判官がそれぞれの立場から工夫をしないことには分かりやすくなりませんので、そこで本日は、日頃裁判員裁判を担当されています検察官、弁護士、更に裁判官にもおいでいただいておりますので、簡単に名前だけこの場で御紹介させていただきます。

まず、千葉地方検察庁から嶋村検事、堀田検事、千葉県弁護士会から立松弁護士、野中弁護士、千葉地裁からは、秋田裁判官、福岡裁判官、以上6名ということになります。

それぞれの方からも自己紹介をちょっとしていただくのですが、それは後ほど検察官の分かりやすさとか、弁護士の分かりやすさとか、裁判官の分かりやすさというふうに分けて、皆さんに御意見を伺いますので、そのパートごとに、その前にそれぞれ検察官、弁護士、裁判官からちょっと自己紹介をしていただいて、皆さんの御意見のほうに流れるという形をとりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その上で、本日の進行なのですけれども、皆さん恐らくお手元にいつていると思いますが、「話題事項について」（別紙2）の順番に進行をさせていただきたいと思っております。

進行に関してなのですが、基本的には御意見のある方に挙手していただいて御発言いただくのですが、一番最初の話題事項1というところ、これは皆様からの簡単な感想をお聞きするコーナーですので、ここは1番の方から順番に御発言いただくような形で進行したいと思います。それ以降は、意見のある方が挙手していただければ、その方を中心ということでお聞きしたいと思います。

そういう流れで、まず最初の1番目ですね。これが、お手元の紙をごらんいただくと、裁判員を務めた感想を簡単にお聞かせください、ということになっております。特に印象に残ったような一般的な感想、それから、または、ということを書いてありますように、もしもなのですが、裁判員を経験された後で、周囲の方の反応とか御自身の変化とかで何かこんなことがあったというふうなことで、もしお聞かせいただければ、その点も付加していただきたいと思っております。

そして、1番の方から順番にお願いしますけれども、一応、私のほうからそれぞれの方がどんな事件を担当されたかというのを、簡単にちょっと御紹介いたしますので、その上で御感想をお聞きするということにいたします。

まず、1番の方ですけれども、1番の方に御担当いただいたのは、いわゆる覚せい剤の密輸入事件ということになります。

これは、メキシコからスポーツバッグ2個の中に覚せい剤を隠し入れて持ってきたという事件になります。

有罪無罪自体は、争われておりませんでしたけれども、ただ、どうも量刑の中で、脅迫されていたというような弁解を認めるか認めないかというようなことが問題となった上で、やや減刑するような形で懲役5年、罰金100万円という判決が言い渡された事件というふうに聞いております。

では、このような事件を担当されました1番の方からまず簡単な感想をお聞かせ

いただけますでしょうか。

【1番】 一言で言いますと、裁判というのは、淡々と進むものだなというのが印象です。

特に、裁判員裁判そのものが初めてなので、今回の事件ということでいきますと、殺人とかそういう暴力ものではなかったもので、精神的なものとしては、とても何か冷静に見られたような気はします。

ただ、先ほども言いましたけれども、裁判というのは、映画とかドラマとかの影響も多少受けているのだと思うのですけれども、もうちょっと熱く議論されてどうのこうのと、ちょっと思っていたりもしていたのですけれども。

【司会者】 もうちょっとドラマチックな感じですか。

【1番】 割と簡単に進められるのだというのが、一番の印象でした。

【司会者】 分かりました。

そうすると、やはり殺人とかの事件だと、ちょっと感想が違ったのかなというような感じなのでしょうか。

【1番】 それは、違っていました。

【司会者】 分かりました。

その辺りを含めて、また後ほどいろいろお聞かせください。

では、続いて2番の方になりますけれども。2番の方も裁判員として御参加いただいておりますが、同じく覚せい剤の密輸入事件ということですが、この事件は、インドからボストンバッグの二重底の中に覚せい剤を隠し入れて持ち込んだという事件で、この事件は罪体、有罪無罪が争われたということで、隠し込まれていたものが覚せい剤を含む違法薬物だと分かっていたかどうかというところを争っていた事件ですかね。

知らない間に入ってしまったみたいな弁解だったと思うのですが、その点を審理した上で有罪という判断をされた上で、最終的に懲役8年、罰金400万円という判決を言い渡された事件というふうに伺っております。

このような事件を担当された2番の方から、簡単な感想をお願いいたします。

**【2番】** 私も初めての経験だったものですから、先ほど1番の方と同じように、テレビドラマ的などころは少しはあるのかなと思っていたのですが、一応、量刑にしても、いろいろなその前例を結局踏まえて、いろいろな方から御意見があつて、ああ量刑というのはこういうふうに進められていくものだなというのを、刑の決め方とかですね、そういうのが非常に分かりやすかったと思います。

幸いにも、私が出した量刑が裁判官の方とぴたっと一致したというのが、ちょっとドラマチック的なことでよかったかなというような、そういうような印象もございました。

ですから、こういうのは、やはり一度経験するといいものではないかなというようなことを経験させていただきました。

**【司会者】** 分かりました。ありがとうございます。

その辺りの量刑の決め方に関する説明の仕方とか、裁判官の説明の分かりやすさとかがありますので、その点は、後でまたお聞かせいただければと思います。

続いて、3番の方ですけれども、3番の方も裁判員として御参加いただきましたが、事件としては傷害致死の事件ということで、事件の概要としては、幼少期に虐待された父親を恨んで、その父親の頭部などを多数回蹴ったり殴ったりということ死亡させてしまった事件ですが、事件の後、自分で自首してきた事件というふうに聞いております。

これは、罪体というか有罪無罪は争われなくて、量刑が問題となったということで、ポイントとしては、どうも犯行態様の危険性の評価とか、子どものころ虐待されていたことをどう見るかといったようなところが問題となった事件と聞いております。

その上で、量刑としては懲役5年の実刑判決がなされた事件というふうに伺っております。情状証人等が来られて、証人尋問もされたというふうに聞いております。

そのような事件ですけれども、感想としてはどんな感じでしょうか。

【3番】 事件の内容が、1番の方や2番の方と全然違うので、逆に私は恐怖心とかが物凄く強かったのが記憶に残っています。

あとは、自分が個人的に興味を持てるような事件だったかなというのはありまして、時間が経って今、思えばやりがいがあったかなという感じがあります。

【司会者】 事件内容の関係で、恐怖心というのはもう最初の段階からというか、こういう事件をやるんですと言われたときからやはり。

【3番】 言われたときに思いました。

【司会者】 思ってしまったのですかね。その辺は、終始という感じですか。どこから多少その恐怖心が和らいできたとか、そんなことはございましたか。

【3番】 ちょっと、御遺体自体が残酷だったというのも最初はあったのですけれども、あとはやはり、例えば裁判で被告人の方とか証人の方に顔を見られるということに対する恐怖心なんかもありますし、そのことに対して自分が意見を言わないといけないので、それがどううまく伝わるのかとか、言葉とか、不安がすごく強くありました。

【司会者】 その辺りの評議の進め方とか意見の述べ方の辺りもまた、裁判官からの説明とかということだと思いますので、また後でお伺いしたいと思います。

続いて4番の方になりますけれども、4番の方にも裁判員として御参加いただきましたが、事件としては殺人未遂の事件ということで、簡単に言うと一家無理心中をしようとしてしまったということで、奥さんの胸とか首をナイフで突き刺したけれども奥さんの様子を見て自分で中止したと。その結果未遂に終わったという事件のようです。

この事件も特に有罪無罪は争われなくて、量刑をどうするかということが一番ポイントだったようです。

その中では、どうも被告人が追い詰められてしまった経緯とか、犯行態様が危険なのかどうかとか、そういったところ辺りが恐らく問題となって、最終的には、ある程度危険だけでも中止しているとか、あとは結局被害者の奥さんが最終的に許

して、もう一度やり直したいといったようなこともあって、懲役3年で執行猶予5年、保護観察付きという判決が言い渡されたという事件と伺っております。

そういうような事件を御担当されて、何か一般的な感想がございますでしょうか。

【4番】 刑事の法廷というと初めてなのですけれども、ちょっと何か殺風景というか、随分プレッシャーがかかりますね。

【司会者】 それは、法廷内の様子ですか。法廷内の様子が殺風景でプレッシャーがかかるみたいなの。

【4番】 法廷に入ってやはり、一段高いところに行くでしょう、裁判員は。それから休憩は1時間ごとに往復しないとならないのですよね、評議室と。それがちょっと負担があったというかストレスになったというか。初公判の日で数えると、休廷が昼休み戻ってから6回あったのですね。

【司会者】 ちょっと法廷と評議室が少し離れていたということなのですかね。

【4番】 同じ階ならそんなに負担にならないと思うけれども、私はもう年だから、ちょっと負担を感じたというかストレスを感じましたね。

【司会者】 分かりました。

その辺り、裁判所の対応を含めて、また後ほど御意見を伺えればと思います。

それでは続きまして、5番の方になりますけれども、5番の方にも同じく裁判員として御参加いただき、強盗致傷と窃盗の事件を担当していただきました。

事件の概要としては、いわゆる路上強盗でけがをさせてしまい、現金とキャッシュカードを奪い取って、その奪い取ったキャッシュカードを使って14万円を引き出したところが窃盗ということで、その事件を御担当いただきました。

この事件は、まず有罪無罪ということが争われたということで、そもそも被害者が申告するような被害があったのかどうかというところを争い、したがって、結局その被害者証言が信用できるかどうかということで審理のほうは行われたようですね。

この事件はすごく大変で、警察官とかお医者さんとか看護師さんとか救急隊員な

ど多数の証人尋問を行って、被害者の証言と一致しているのかどうかといったところ辺りを検討されて、最終的に有罪の認定がされ、判断としては懲役6年という判決が言い渡された事件というふうに伺っております。

そのような事件を担当されたのですが、一般的な感想としては、どんな感想をお持ちになりましたでしょうか。

【5番】 当初は、前歴者ということで感情的になりました。それと、検察官の方と弁護士の方がどういう対決をするのかということを見ていましたけれども、まだ突っ込みが足らなかったというのもありましたね。

終わってみて、6年という刑を決めるときも、やはり皆さんがいろいろ話し合っていて、過去の犯歴等を見させてもらいましたね。それで、いい勉強になりました。

【司会者】 過去の裁判例とかを見たのですかね。

【5番】 そういうものを見させてもらいましたね。

【司会者】 やはりその量刑の決め方みたいなどころについては、なるほどと思う部分もあったということでしょうか。

【5番】 ありました。最初は感情的になりました。

【司会者】 それは裁判員の皆さんとも話をして、どんどんそういう雰囲気になったわけですかね。

【5番】 そうですね。

【司会者】 分かりました。どうもありがとうございました。

続いて、では6番の方になりますけれども、6番の方につきましては、また戻りまして覚せい剤の密輸入ということで、6番の方は、元々は補充裁判員として選任されたのですが、すぐにちょっと裁判員の方が御都合が悪くなって、裁判員として当初から参加いただいたというふうに伺っております。

6番の方の事件は、これはベナン共和国からスーツケースの側面に覚せい剤を隠し入れて持ってきた事件ということで、これについては有罪無罪が争われて、やはり中に入っていたのが違法薬物と知っていたかどうかといったところ辺りが争われ

た事件というふうに向っています。

事件の特徴としては、被告人が述べている、ある人から依頼されたり指示されたことを前提として、当然それでも疑うはずだよねというような、そんなところがどうもポイントになっていたようです。

その結果、有罪の認定がされて、量刑としては、これまでよりはちょっと重たいのですが、懲役10年、罰金400万円という判決が言い渡されたと同っています。

そのような事件についてですが、事件とは離れて結構なのですが、裁判員をお務めになられた感想としては、どんな感想でしょうか。

**【6番】** 最初に、その事件の概要を伺ったときに、こういう事件で裁判員が関わって何か審議することがあるのかなと、何かこう大体決まったようなことじゃないのかなという印象を最初受けたのですけれども、実際法廷に行って被告人の顔を見て、いろいろ話を聞いていると、いやそんな簡単なことじゃないなと思って、私達のこの意見だったりでこの人の人生が決まってしまうのだなと思ったら、本当に真剣に取り組む気持ち、最初から気持ちは真剣にと思ってやりましたけれども、そういったことを強く感じて、五日間くらいで、週末を挟んでの日程だったのですけれども、とにかく四六時中事件のことが頭にあって、本当はこうだったのかな、ああだったのかなとか、いろいろなことをやはり考えさせられました。

**【司会者】** それはお家に帰られても考えてしまったみたいなのが。

**【6番】** 考えましたね。事件がそれでも殺人とかそういった被害者がいるものではないので、まあまあこんなもので済むのだろうけれども、例えばもっと重い殺人事件だったら、それはもうすごい大変な負担だろうなということ、あと、日数も五日間くらいなので何とかあったのですが、これでもっと、200日とかということも聞きますし、本当に大変なことなのだろうなということは思いました。

ただ、法廷というか、この裁判ということ自体が初めての経験だったのですけれども、すごく閉じた世界だなということを感じて、なので、いろいろな経験をして、いろいろな人が関わるということは、すごく大事なことなのだろうなという

ことを今回すごく感じたことで、一つすごく象徴的な論議があったのですが、詳しくは余り私も覚えていないし、話すこともできないかと思うのですけれども、ある方が何か御意見をおっしゃって、そうしたら裁判長が、どうしてそう思うのですかと聞かれて、でもその方はそういうふうに感じているわけだから、そういうことだと思えるのですね。私は、その人とは全然違う考えをして、どちらかというところと裁判長と同じような考えで、こうだったらこうと思ったのですが、その人は全然違うことを思われて、でも、それは個人いろいろな考えがあるのであって、裁判長には納得いかなかったみたいで何度も聞かれていましたけれども、私は、この方はそう思うのだからそれだけの話じゃないのですか、と申し上げたのですけれども。だから、いろいろな常識を持っていたり、いろいろなバックグラウンドの人がやはり意見を伝えることは、すごく大事なのだろうなと思いました。なので、意義があるのかなと思いました。

最終的に、有罪無罪というところですごく論議、いろいろなこともやったのですけれども、有罪というふうに決まって、では量刑を決めるといった段階になったときに、全国どこの裁判所でやっても同じような判決が出るような決め方をしないとイケないのですよというふうに言われて、私はその量刑を聞いたときに、大体このぐらいからこのぐらいの範囲で決まっていますというようなことを聞いて、でも、その被告人の国の事情だったりとか経済的な事情、いろいろなことを考慮すると、それはもっと低くてもいいんじゃないかなと、いろいろなことを考えたのですけれども、ただ、全国どこで受けても同じようにしないとイケませんと言われちゃったので、多いところから決めるしかないのかなというふうに思って、なので結局いろいろ考えたけれども、全力でいろいろ審議したりしていたけれども、結局は余り意味なかったかな、意味なかったとは言わないけれども、結局、裁判自体のことについては余りあれなのかなということもあって。

**【司会者】**　　ちょっと結論的な内容のところをわたってしまうとちょっとあれなので、ただ、評議の進め方とか決め方というのは非常に重要なので、また後ほど御

意見を伺いたいと思います。

そういう意味では、多少閉じた世界だなと思った部分が少しは分かったというような感想もあるわけですかね。元々余り情報が伝わってこないので分からなかったけれども、やってみて分かった部分もあるということでしょうかね。

【6番】 そうですね。

【司会者】 分かりました。

ちょっと具体的なことは分からないのですが、私だったらどうなのかなと考えると、どうしてですかと聞くのは、恐らく理由を説明していただいて、それぞれの理由を聞いて意見を闘わせるというか、こういう理由だったらどうなのかという、理由のところを話すように考えていただきたいという、恐らく理由を聞いたかったのではないのかなというふうに私なんかは思うのですが、その辺り、また最後のところでよろしくお願いいたします。

続いて、7番の方になりますが、7番の方は、今回ちょっと偶然なのですが、5番の方と同じ事件ということですので、同じ強盗致傷と窃盗の事件ということで、7番の方は、この事件に補充裁判員として終始参加いただいたというふうに伺っております。

したがって、ちょっと事件の紹介は先ほどと同じということで割愛いたしますが、一般的な感想、何かございますでしょうか。

【7番】 私は初め、補充裁判員ということで、自宅に帰りまして、裁判もののドラマとかとても大好きだったので、補充ということで気軽な立場から裁判を見つめられるという得した気分には浸っていたのですが、いざ集まりましたら、補充裁判員も一人の裁判員の方と同じように取り扱っていただけたことがとてもびっくりしまして、意見も聞いてくださいましたし、最終的なところまでは全て裁判員の方と同じ場で意見を言えたということがとてもうれしかったです。

裁判官の方も、裁判員と補充裁判員を一つのチームのような、休憩時間も雑談も、皆さんと一緒に一つの話で過ごせたというのが、とてもいい勉強になりました。

【司会者】 分かりました。どうもありがとうございます。

その辺り、最後の裁判官がよりよくするにはどうしたらいいかといったところ辺りでまた御感想をお願いいたします。

そして、最後に8番の方になりますが、8番の方には、同じく補充裁判員として終始担当いただいたということで、事件は強姦致傷の事件ということで、大ざっぱに言いますと、その他の2名と共謀して居宅内で順次女性を強姦して、その際にけがを負わせた事件ということで、ここは、被告人のほうは、いわゆる和姦といえますか、同意があったので脅迫はしていないといったようなことで争った事件ですが、最終的には、その被害者の方の供述ですか、検察官調書の信用性というものが問題となり、それ以外の共犯者2名の証言を聞いて、どうなんだということで判断をして、被害者の証言の信用性をある程度認めた上で有罪認定をし、懲役4年6か月という実刑判決がなされた事件というふうに伺っております。

このような事件ですが、事件とは離れても結構ですけども、一般的な感想として何か特に感じられている点はございますでしょうか。

【8番】 まず最初に、昨年の今ごろでしたか、まず裁判員の選ばれる前の段階ですね、封書が届きまして、それを受け取ったときに、ああこういうふうに来るんだなというところで、まずそれを受け取った感想として、実際に今年1年の中で選ばれるかどうかは別として、意欲的に、機会があれば参加したいという意思は持っておりました。

実は、私の同僚で2年ぐらい前に既に裁判員裁判の、その方も補充裁判員でしたが経験されていて、簡単な話は聞いておりまして、特に抵抗はありませんでした。その方は、約1箇月ぐらいにわたって担当されたということで、裁判員裁判というのは非常に長く時間がかかるんだなという印象を持っておりました。

私は八日間で、裁判官の方にお伺いしましたら、八日間も長いほうだということで、普通ですと大体四、五日で終わることも結構あるんですということで、ああそうなのかということで、あと、この八日間、私、会社員ですので会社を休むという

ことになりますけれども、それにつきましては、会社のほうの理解がありまして、公務休暇ということで処理されますので、一応給料は普通に出ているということですから、非常に出やすい環境が整っておりましたので、周りの方には理解をいただいた上で参加できたので、非常によかったです。

あと、仕事柄、私たまたま、いろいろなことで問題解決をするような仕事をしておりますので、いろいろな情報を得た中で、ある程度判断をしていくというような、裁判のようなことというのは日常業務の中でやっているもので、余り裁判員になって何かを判断するということに対する抵抗とかもございませんでした。

全体的な流れとしまして、手続から何から裁判が終わるまで、非常にスムーズにできているなというところがありまして、不都合を感じるようなところはなく過ぎました。

以上です。

**【司会者】** 分かりました。ありがとうございました。

恐らく、一番最初にお話しいただいたような部分というのは、3番目のところで、これから裁判員になられる方へ伝えたいことみたいなところもややかぶっていますので、そこでまた具体的にお聞かせいただければと思います。

それでは、以上で最初の話題事項1のところですね、これが終了いたしますので、続いて、話題事項2ということで、一番中心である審理の分かりやすさ、分かりやすい審理をするためにはどうしたらいいのかということについて、皆様から是非御要望等をお聞きしたいと思っております。

それで、(1)、(2)、(3)とございまして、それぞれ要するに、検察官の活動についてどうでしたか、弁護人の活動についてどうでしたか、裁判官の活動と説明はどうでしたかということで、ちょっと記憶を喚起していただくということで、必ずしも検察官、弁護士と分けて記憶されているかどうかは分からないところはありますが、とりあえずまず検察官の活動ということで記憶を喚起していただければと思っております。

それで、ここに書いてありますとおり、（１）の１から５と更に細かくなっていますが、これは順番に全部お聞きするというのではなくて、恐らくこれ皆さん今回は今年の５月から７月ぐらいに事件を担当されておりますので、ある程度御記憶は新しいかと思うのですが、もうちょっと思い出していただくという意味で、具体的にどんな手続があったかということを書き出してみました。

要するに、冒頭陳述といって、最初に検察官が事件の概要を説明し、検察官の証拠の説明のところでは、例えばモニターを使って何か映したりとか、後で書面を朗読したりとか、そういうことがあったんじゃないかということですね。

あと、証人が出頭した事件でも当然証人尋問が行われますし、どんな事件でも被告人に対して検察官が質問をして、有罪立証のための質問をするという場面があったと思います。

最後に、それを前提として、論告求刑といって、検察官が証拠の見方とか、あと懲役何年といった意見を述べるという場面があったのではないかと思います。

それ以外も含めて、いろいろな手続があるのですが、そんなふうに頭出しさせていただいて、思い出したらどこの場面でも結構ですので、検察官の説明とか証拠調べの仕方について、こんな点が印象に残っている、もしくはこんな点をもうちょっとこうしてほしかった、あの辺がとてもよかったと、どんな視点でも結構ですけども、何か検察官ということに関して記憶に残っているという方はいらっしゃいますでしょうか。

１番の方、お願いいたします。

【１番】 僕のは覚せい剤の密輸で、最終的にはその量刑を判断するというのが争われたのですが、検察官の方の話がほとんど物証に偏っちゃってしまっていて、量刑に関わるような話にはなかなかならず、できたらそこで、覚せい剤でこのくらいの量を輸入するのは、これまでの事例の中で多いのか少ないのかとか、どのくらいの人に影響を与えるのかという話をしてくれたほうが、量刑を判断する上ではよかったかなと。むしろ、そのスーツケースの中のどこにこういう形で隠したとか、

何キロ持ち込んだとかというのをやられても、ほとんど余り我々にとっては意味がないので、むしろ量刑を判断させたいのだったら、それをどうやって判断すればいいのかという材料を与えてほしかったというのが、ちょっと印象です。

【司会者】 それはあれでしょうか、バランスというか、どこに重点を置いてほしいかみたいな、そんなところも含めてなのですね、恐らく。

【1番】 たまたまなのでしょうけれども、他の裁判は知らないので分からないのですけれども、スーツケースの側面に覚せい剤を何キロずつ入れたという話なのですけれども、右側にはこう入れてこれだけの量を入れて左側にはこう入れてこれだけの量を入れてと、同じことを何か繰り返しているような感じがしちゃって、むしろそれよりも、密輸した量がどのくらいのどういうものだったかというのが知りたかったなと思います。

【司会者】 分かりました。ありがとうございました。

皆さん御意見伺った後、最後に恐らく検察官のほうから説明があると思いますので、しばらくお待ちください。

その他、検察官ということで、何か印象に残っている方。ございますでしょうか。どんな場面でも。

それでは、7番の方、お願いいたします。

【7番】 私達の事件は、時間の流れとかがとても複雑でした。

【司会者】 ちなみに、先ほどの強盗致傷の事件ですかね。

【7番】 はい、そうです。それで、一度話を聞いただけでは、事件の流れというのがなかなかつかみにくい事件だったのですけれども、作成していただいた資料がとても色分けしてあったり、時間の流れによって素人の私達がとても分かりやすいように作成してくださってあったので、とてもよく事件の流れが理解できました。それは検察官個人の方がなさったことではないかもしれないのですが、すごく助かりました。

【司会者】 それは非常によかったという御意見でしょうかね。

【7番】 はい。

【司会者】 分かりました。

幾つか、いま一步だった点、よかった点と出てきていますが、そんな感じで何か記憶もどんどん喚起されるのではないかと思うのですが、どなたか他にございませんでしょうか。

【6番】 いいですか。

【司会者】 どうぞ、6番の方ですね。お願いいたします。

【6番】 検察官の方が、具体的な話はちょっと、私も記憶は余り定かではないのですけれども、とにかく、こうなのでこうだからこうというような段階で話されていて。

【司会者】 6番の方は密輸入ですね。

【6番】 はい。それで、裁判員の人達とみんなで、まず前提のところについて延々と議論したのですね。延々と議論して、もうとにかく一生懸命議論して。だけど、その前に、実際そうだからそうと言われてしまうと、ここがもう大前提みたいになっちゃったのですけれども、そこに至る過程のところでもっと違う論点があるんじゃないかなというふうに思ったときに、その議論は全く違うものになるなとすぐ感じたのですね。なので、検察官の方から、私達慣れていないので、何か順番に、こうだからこう、ということに沿って議論を進めるという頭があったのですけれども、うまく説明できないのですが、何かこう断定的にこうだからというのが先で、最後にそのことについて裁判官の方から、最終的には、そういう順序じゃなくてトータルで考えることなんですよと説明は受けたのですけれども、トータルでもちろん最終的には考えたのですが、何か表現の仕方というか、こうだからこうというその大前提に沿って話さなきゃいけないみたいな、まとめ方によって大分その審議の仕方が変わってくるのだろうなという印象があったのですね。

【司会者】 それは、最後の検察官の何か論告とかのところの場面ですか。最後にこういうことですねというような、それを論告とって、恐らく証拠の見方が説

明されて、こうでこうだから被告人は有罪なんです、みたいな意見が出るとは思うのですけれども、そんなところでしょうかね。感じたのは。

【6番】 そうですね。資料もこうで、被告人の、何て言ったかな……。

【司会者】 それともあれですかね、こうだからと言うのだけれども、その前の経緯みたいなものがいろいろあるはずなのに、余りそこが証拠調べで出てこなかったみたいな、それとは違いますか。

【6番】 そうですね。そもそもこの人の来た目的……。ごめんなさい、また思い出したら。

【司会者】 思い出されましたら、また追加していただいて結構です。ありがとうございました。

そんな形で、大分何点かいろいろな意見が出てまいりましたが、その他思い出された方。

それでは、4番の方、お願いいたします。

【4番】 特に検察官の方に申し上げたいのですが、証拠の説明の写真が四十数枚あったと記憶していますが、何か意味不明の文章があったのです。それも気になったし、あと誤字が散見されたというか、ちょっと正確に覚えてませんが、少なくとも2、3点ありましたね。その点ちょっと注意していただきたいと思います。

【司会者】 4番の方の殺人未遂の事件ですね。一家心中の。要するに、写真は結構たくさん出てきたということですか。写真の取り調べ。

【4番】 説明文。

【司会者】 写真が多すぎたとかということではなくて、その説明文にちょっと誤りがあったのではないかということですか。

【4番】 あったんです。1枚、ちょっと理解不能みたいな、意味不明の文章というか、あったんですよ。

【司会者】 不必要に多かったのが分かりにくかったみたいな、そんな部分もありますか。

【4番】 ちよつと。

【司会者】 分かりました。ちよつと写真の問題というのは一般的な問題なので、また検察官からも何かお話があると思いますので。

その他は特によろしいでしょうか。

【1番】 思い出したので。

【司会者】 では、1番の方、お願いします。

【1番】 検察のほうも、多分これ弁護士のほうもだと思うのですが、一応説明文を紙でいただきますよね。こういう証拠があってこういう論告でということとか、別で紙をいただいたのですが、その紙が、これ裁判だからしようがないかもしれないのですが、名前はフルネームで何回も出てくるし、どこに行ってもどこに行っても同じことを繰り返して書いているのですよ。日本語の文章としてはとても小学校くらいの文章になっているので、両方とも、その辺をもうちょっと分かりやすく工夫していただくといいかなと思います。

【司会者】 恐らく、分かりやすくしようとしたのだけれども、そこがどうだったかという。

【1番】 多分、分かりやすくというよりも正確性を求めているので、それはしようがないと思うのですが、でも、それでももうちょっと分かりやすい文章にする工夫ができるかなと思いました。

【司会者】 分かりました。ありがとうございました。

それでは、よろしいでしょうか。

幾つか視点が出てまいりましたので、全てということではありませんが、検察官から何かコメントなり、できればもうちょっとお聞きしたいという点があればそれでも結構ですので、よろしく願いいたします。

その前にあれでしたね、段取りをすっかり私も忘れていましたが、自己紹介をしてからという仕切りにしたはずなのに、忘れておりました。

したがって、ちよつと済みません、一旦皆さん落ち着いていただいた上で、検察

官に自己紹介をしていただいた上で、そのまま御説明ということでよろしくお願ひいたします。

**【嶋村検察官】** 検事をしております嶋村といたします。

検事としては、今年で18年目ぐらいになるのですが、全国に転勤していたりしますので、千葉に来てからは2年目になります。

裁判員裁判を経験するのは、検事といってもいろいろな職務、捜査からいろいろありますので、裁判員裁判の公判をやるのは、この千葉に来てからが初めてということで、今、何十件か関わってやっていたところなのですが、やはり自分達の言っていることが全然分からないとか、分かりにくいとか、非常にフラストレーションを溜めるということでは当然いけない、伝わるようにやりたいというふうには思っているのですけれども、なかなかそういう難しいところもありますので、今日は早速いろいろ言っていていただきますけれども、忌憚のない意見を聞けると思って楽しみにしてまいりました。よろしくお願ひします。

**【司会者】** それでは、引き続きお願ひします。

**【堀田検察官】** 検事の堀田と申します。私は検事になって6年目になります。

私も転勤をしていますので、千葉に来たのはこの4月からなのですが、千葉に来る前にも他のところで幾つか裁判員の経験をしてきました。

私達は、やはりいろいろな裁判員の事件を、密輸ですとか放火とか殺人とかいろいろするので、裁判員の方は当然皆さん初めてですので、私達が普段やっているようにやっていることが伝わっているのかというのは、どの事件でもいつも伝わっているのかなということを考えながらやっています。

このような意見交換会は私は初めて出ましたので、今日はいろいろな意見を聞ければというふうに思います。よろしくお願ひします。

**【司会者】** ややちょっと、内容からするとやはり最初にやったほうがよかったなと思いましたが、それでは、そういったことを踏まえて先ほどの御意見に対する何か御説明もしくは更にもうちょっとお聞きしたい点等がございますでしょうか。

【嶋村検察官】 いただいた意見の中で、4番の方がおっしゃっていたのは、意味不明な図があったとか誤字があると、これは今日参加されている方の裁判には直接私どもは関与していないのですけれども、自分が経験した裁判の中でも恥ずかしながらちょっと誤字があって、直前に気づいて直したりとかもあったりして、そこは本当にきちんとしないと責任を果たせないなということで、また今日、かみしめさせていただきました。

同じように、やはり同じ言葉を繰り返して、こちらは正確に書いている、書こうとしているつもりでも、余計に分かりにくくなったり何か気になったりして、聞いているときにそこが気になるとその後が聞けなくなってしまうとか、そういうようなことも考えながらはやっているのですが、やはりそれでもまだまだ工夫の余地があるのかなということかなというふうに思いました。

それから、一応メモのほうで、分かりやすいというふうに言っていたところもあるので、そこは素直に喜びたいと思いますし、ただ、この6番の方がおっしゃった、検察官の主張として、組み立てといたしますか、主張、考え方としてはこういうものだというふうに示していくというのは、ある程度裁判が始まる前の時点で、裁判所、弁護士、検察官の間で大体の主張の組み合わせといたしますか、検察官はこう主張して、弁護人がこう主張して、こういう争点になって、ここが法廷でまさしくその意見を闘わせるところになるというふうにしてやって、ただ、実際法廷で出た証言ですとか被告人の言葉を基にちょっと修正していくというふうになるということなので、何と言ったらいいかあれですけれども、検察官の主張として、そこはやはり若干流れが強引であったのではないかと、むしろ分かりにくかったのだというようにしたら、また更にちょっとお聞かせいただきたいかなというふうに思いました。

あと、1番の方がおっしゃった、特に量刑を決める上での他の事件との比較といたしますか、要するに、ではこの事案はこのぐらいの量で、こういう隠し方で密輸しているけれども、ではこれがいろいろな事案の中でのどういうところに位置付けら

れるのかとか、量が多いのか少ないのかとか、そういったところがちょっとお知りになりたかったと、そういうようなことですかね。その点、何か工夫の余地があるかなとは、実際には、量刑に関しては、恐らく量刑資料という形で裁判所のほうでいろいろ参考にされるものはあるかと思うのですけれども、余り他の事件のことを、要するに、そちらも証拠に基づいていろいろしないといけないので、なかなか他の事件のことはちょっと持って来づらいかなという面はあるにはあって。

【1番】 そうなのですね。それが逆に検察のほうで、そういう他の事件の例を出してはいけないということなのですかね。他の事件を例にすると、もうちょっと平均的なものになるというか。

【嶋村検察官】 そうですね。だから、そのサンプルを持ってくるにしても、ではどの範囲でどのように持ってくるかとか、偏りがいいのかとか、そういうところはちょっと難しいところがあるのですね。ただ、意見を述べる中で、もう少し表現とか、そういうのでちょっと分かりやすくできるのかなというのが、ちょっと今、思いつくようなところですよ。

【司会者】 1番の方が、一番最初に述べられた内容だと、覚せい剤の影響みたいなものをもっと詳しく知りたかったみたいなの。

【1番】 僕が言いたかったのは、最終的に僕が担当したやつが、量刑の判断を求められたことになるので、その量刑の判断を求めするためには、そのベースが分からないと判断しようがないですね。量刑というのは、それこそ無罪から死刑まであるわけで。後ほど裁判官のときに言おうと思っていたのですけれども、今回の僕の担当した事件が、通常だとかこういう法律があって、これくらいの量刑ですよというのを示してくれると裁判全体としても分かりやすい。

【司会者】 分かりました。もしその点を中心だとすると、確かに一番最後のところで、裁判官のところがいいかなという気がしますので、またそこでお聞きいたします。

その他、どうぞ。

【堀田検察官】 　少し写真の話題が出ましたけれども、私達は、証拠の説明といってパワーポイントに出してモニターに映して説明をする証拠も作るのですけれども、元々は本当はもっといろいろな写真があって、凶面とかがあって、その他必要なものをピックアップして選んでいるということなのですね。

そのときに、説明をしながら、これで足りているのかなというのをいつもすごく思っています。説明して、多すぎるのか足りないのかという、皆さんの反応を見ながらやっているところがありまして、証人尋問なんかでも、裁判員の方が質問をしているのを聞きますと、あ、この辺は疑問を持たれているのだなということが私どもにも伝わってきたりして、ただ、なかなか裁判員の方の直接の質問がないと、法廷では皆さんに伝わったかどうか全く分からないということが結構ありまして、なので、これでいいのかというふうに思いながらやっているところがあるので、実際に証拠調べを見てつまずいたところとか、最初の冒頭陳述とか、論告とかを聞いていて疑問に思ったというようなことがあったら、何か是非もっと聞かせてほしいかなというふうに思います。

【司会者】 　分かりました。

写真のことがちょっと出てきたのですが、今回の皆さんの事件ですと、写真が出てきそうなのは、どうでしょう、3番の方の傷害致死の事件なんかは写真はあったのでしょうか。

【3番】 　写真が出てきて、ちょっと御遺体の写真もあったのですがけれども、気を使っていたか過ぎたようで、速過ぎて見えなかった。白黒に加工していただいて、出たらもう、しゅっと消えていくようなものなのですけれども、本当に早くて、もう少し見せていただいても多分大丈夫だったかなと。

【司会者】 　それは、ただ、見たい人はきっと評議室で見れたりとかはしませんでしたか、そこは。

【3番】 　皆さん見えなかったということで、見せていただきました。

【司会者】 　そこは、余り見たくない方もいらっしゃるかもしれないからという

ような、いろいろな配慮がきつとあったのだと思うのですね。

【3番】 でも、本当に速かった。

【司会者】 速過ぎたと、幾ら何でも速いということですか。分かりました。

5番の方、お願いいたします。

【5番】 検察の方は大変だと思うのですよ、個人差があつていろいろと。これはいろいろなケースの事件があると思うのですね。ですから、先ほどおっしゃった写真の問題、証拠の問題、やはり個人差があるようです。そのとき、ちょっと話を聞きました。大変だと。夜鍋するぐらいのこともあると。

【司会者】 検察官が、そういうことで大変苦勞されているだろうということですか。

【5番】 そういうこともあるというのを、周りから聞きました。ですから、本当に御苦勞様ですと言いたくなります。

【司会者】 分かりました。ありがとうございます。

恐らく写真ということだと、今回の事件では写真がピックアップされている事件はその辺なのかなという気はいたしますので、では、先ほど堀田検察官のほうからもあつた論告とか弁論とか冒頭陳述とかの説明の仕方ですか、そんなところを思い出していただいて、何かあれでしょうか、もうちょっと分かりやすくしてほしかったみたいな御意見とかございますでしょうか。

その辺りは、そうするとおおむねまあまあよかったというふうに。よろしいでしょうか。

【5番】 本当に、すらっといきました。私の場合は。

【司会者】 分かりました。

それでは、ここで一応最初の（1）の検察官の説明の分かりやすさのところを終了して、次に弁護人のほうに移るのですが、一旦ここで5分ほど休憩を挟みまして、2時半から再開いたしますので、しばらく休憩といたします。

（休憩）

**【司会者】** それでは、また後半部分を始めたいと思います。

今度こそということで段取りどおりに、まず弁護士さんのほうから自己紹介をしていただいてから御意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**【野中弁護士】** 私、弁護士の野中と申します。千葉県弁護士会で裁判員制度の対策委員会という委員会に所属しておりまして、本年度その委員会の委員長をしております。

弁護士経験としましては、今ちょうど10年目に入ったところでございまして、これまで裁判員の裁判では、およそ10件弱の公判を経験しております。

その中の大体およそ半数は地域柄といいますか、覚せい剤の密輸の事件ということになっております。

私ども弁護人としまして、被告人の主張、こういったものをいかに分かりやすく皆様に伝えていくかというところについては、非常に苦心をして努力をしておるところでございすけれども、やはり判決等を実際にいただくと、そういったところがやはり伝え切れてなかったなと思う部分というものはございます。

ですので、実際に私どもの伝えたいことを実際に受けとめられた皆様がどういったふうに理解し、受けとめられたのかというところについて、率直なところをお伺いさせていただきたいなと本日は思っております。

それから、皆様が御担当された事件等をお聞きしますと、量刑の点で非常に同種の事件に比べて低くなっているなというものもちょっと拝見をしたところがありまして、そういったものについて、弁護人がどういった説明、立証をし、それをどのように受けとめられたのかなというところについても、可能な限りで結構ですので教えていただければ大変ありがたいと思っております。よろしく願いします。

**【立松弁護士】** 弁護士の立松です。今、こちらの野中弁護士が紹介した委員会で同じような活動をしております。

私のほうは弁護士経験がもう27年になることもありまして、自分で裁判員裁判を担当するというよりは、この委員会活動の一環として、裁判員裁判がどんなふう

に運営されているのかなというようなところに興味を持って、関心を持って見てお  
ります。

そういう観点から言いますと、特に千葉地裁は覚せい剤の事犯が、皆さんの今日  
のところでもありますように、全体の事件の四十数パーセントを占めているという  
ことがありまして、かつ、最近では、一審で無罪、高裁で有罪になったりとか逆転  
になったりとか、そういうようなものがあったりして、多分今日の皆様の先ほどの  
紹介にもありましたように、その覚せい剤たることの認識はあったのかどうなのか  
というようなことで争われている事件等もありまして、そういうことについて、皆  
さんは一体どういう観点から事実認定をされたのかと。多分、被告人のほうのそう  
いう言い訳なり主張なりというものに、やはりどうも不合理な点があるというよう  
なことが決め手になって有罪になるのだとは思いますが、その辺をどんなふうに  
皆さんがお感じになったのかということですね。

これはもちろん覚せい剤の事件だけではありませんけれども、被告が争っている  
ということについて、その言い分をもっともだと思われているのか、ちょっと言い  
分自体が問題あると思っているのか、言い分は分かるけれども証拠がないのではな  
いかというふうに思われているのかと、その辺、ざっくりばらんな御意見を聞かせて  
いただければありがたいなと思っております。よろしく申し上げます。

**【司会者】** それでは、今度は弁護人の活動ということにポイントを絞って思い  
出していただくということになります。

また、その思い出しのためということで、1から5までありますので、簡単に御  
説明すると、弁護人のほうも同じく一番最初に冒頭陳述とあって、弁護人のほうの  
事件の見方とかストーリーとかを、検察官と違うんだよということが分かるように  
する場合があります。その辺りの説明の仕方がどうだったのかという点があります。

証拠の説明というのは、どちらかというとい検察官のほう証拠の説明の量は多く  
なりますので、事案によっては、余り弁護人のほう証拠の説明をする場面が少な  
いこともありますし、多い場合もありますので、その辺りを思い出していただけれ

ばと思います。

何よりも、やはり証人とか被告人に対する質問、ここがしたがって弁護人の活動というもののメインになりますので、検察官が立証した証人の反対尋問と違って違う面から聞いたりとか、あとは被告人からしっかり話を引き出して弁護人としての被告人の見方をしっかり法廷で出すことができたかどうかといったところ辺りが問題になるかもしれません。

弁論というのは、先ほどの検察官の論告と反対ですので、今度は弁護人が証拠をどう見たかという、証拠は結局こうでしたね、というようなところで説明をする場面だと思います。

そんなような形で弁護人が活動されたと思いますので、その辺りを手がかりにして、何か皆さんの経験した弁護人について、こんなところが記憶に残っているというところがありましたら、どなたでも結構ですのでお願いできますでしょうか。

それでは。

【4番】 もっとこうしてほしかった要望といたしますか、大体この裁判員事件は、ほとんど国選弁護人だと思いますが、大体2名なのですよね。一人は主任弁護人ですよね。私に関与したこの事件では、主任弁護人しか発言しなかったのですよ。ちょっとおかしいと思うのですが、二人せっかくいたものですから、一つや二つ質問をしてほしいと思いますが。今後、弁護人の参考にしていただきたいと思います。

【司会者】 特に質問の分担とかが全くなかったような御記憶ですか。

【4番】 主任弁護人しか発言してなかったですね。

【司会者】 その辺り、後ほど弁護士のほうから実態についてということで御説明いただくとしますので。

それから、2番の方、ちょっと手を挙げられたようですので。

【2番】 私が担当したのは、覚せい剤の件なのですけれども、いろいろ検察官の意見とかずっと聞いていても、誰が見てもこれは有罪だというふうに私は思うような例だったと思うのですが、それでも弁護士の方は無罪だと。その辺が、ど素人

の私でも証拠品だとか、いろいろな外国との電話のやりとりの内容ですとか、いろいろなことがあって、これはもうこの人はまず間違いなくやってるだろうというふうに思えても、なおかつ被告人は無罪を主張していますと。そういうことに対して、弁護士の人というのは、個人的な感情とかそういうのは持つてはいけないとは思いますが、誰が見てもやってるだろうと思うのに、なぜその無罪だというその被告人の弁護をするのかというのは、心情的には微妙な立場ですね。その辺というのは、どのような気持ちで弁護していらっしゃるのでしょうかね。

【司会者】 2番の方の担当された事件は、ボストンバッグの二重底の中に覚せい剤が入ってしまっていて、外からは見えなくて。

【2番】 二重底というか、柄の中に入っていたのですね。

【司会者】 柄の中ですか。隠されていて、見えなくて、その中に入っているのが何だか分からないと。違法薬物だと疑っていたはずかどうかといったところが恐らくポイントだったと思うのですね。逆に言えば、何か入っていると気づいたかどうかとか、そんなところですかね。

【2番】 それも、インドのホテルで、結局自分がそのバッグを買ったにもかかわらず、いつの間にそこに入ったのかが分からないと言っている。

【司会者】 分かりました。その人の弁解が余りにも不合理だったということをおっしゃりたかったわけですね。了解いたしました。

そういうことについて、弁護人の活動について伺いたいと。

【2番】 そんなこと普通じゃあり得ないと。そういうようなものに関しても、被告人が無罪だと言っているのを、なぜその無罪主張に弁護が、まあ必要なのでしょうけれども、その辺というのはどうなのでしょうかねというのは、ちょっと弁護士に対しての疑問というのですか、非常にありましたね。

【司会者】 それとは別に、弁護士の法廷での活動について、特に何か目立った点があったというよりは、そもそもどうして無罪を主張するのかということですか。

【2番】 そういう人を弁護するお仕事は大変だろうなというふうに思いました

けれどもね。

【司会者】 では後ほどちょっと弁護士のほうから何か御意見があれば伺いますので。

その他、弁護士さんの活動で。

6番の方、お願いいたします。

【6番】 今、2番の方がおっしゃったのと非常に近い意見ではあるのですが。

【司会者】 6番の方も密輸入ですね。

【6番】 同じようなケースなのですけれども、その人がだまされて持ってきて、ただそう思ったのかどうなのかというのと、渡航目的というのがいろいろあって、ちょっとまとまらないのですけれども、弁護士の方だって、おっしゃるようないろいろなことを考えれば、恐らく有罪だということは思っただけの弁護だったのだらうなと思うのですけれども、分からないのですけれどもね。でも、それだとしたら、その前提に立って、でもそういうふうに至らなければいけない理由とかいろいろなやり方があると思うのですけれども、その弁護の仕方によって大分いろいろなことが左右されちゃうんだらうなというふうに思っただけで、量刑とか、そういった意味で。だから、必ず弁護人の人というのは、無罪ということを目指さなければいけないとかいうあれはあるわけじゃないですよ。

言いたいのは、弁護人の方の話の持っていきようによって、有罪無罪はもちろん、量刑についても大分違ってきちゃうんだらうなと思って。それは、しょうがないのでしょうけれども。

【司会者】 それは、法廷でどうすべきだったかというよりは、そもそもそんなところをどうして争うのだという、そういうことなのですか。

【6番】 そんなところをどうして争うんだというより、被告人と本当にきちっと詰めて物事を話されているのかなとか、あと、ちょっと不慣れな感じがしたので、弁護人の方が。

【司会者】 むしろ結果的には、もっと量刑を低くするような形で弁護したほう

がよかったのではないかという御感想ですね。

【6番】 できるだろうし、それを含めて2番さんと近い意見なのですからけれども。

【司会者】 了解いたしました。

その他は、いかがでしょうか。

それでは、5番の方、お願いいたします。

【5番】 弁護士さんの冒頭陳述から始まりまして、一応先ほどお話があったように無罪で。ところが最後に、被告人を弁護する際に、突っ込んだら突っ込めるものがいっぱいあったような気がしたんですよ。私なりに個人的に考えると。ところが弁護士さんのほうは、途中からもう分かったよ、これはもういいや、というような感じになっているように見えました。

【司会者】 それは、証人に対する尋問とか、そういう場面ですか。

【5番】 証拠提示とか何かいろいろあるわけですね。そのときに突っ込むこともできたことがいっぱいあるんじゃないかと思います。状況証拠とか何かですからね。それは違うよと、じゃあ何の証拠である日犯人が突き倒したと言えるのか。そのために何が証拠なのかとか、もっと突っ込むべきところがいっぱいあったような気がするんです、弁護士だったら。

【司会者】 それは、証人尋問というよりは、むしろ見方というかあれですか。こういう点に着目して立証してくればまたもうちょっと違ったかもしれないと。

【5番】 もうちょっと被告人の立場が変わるかなと。

【7番】 はい。

【司会者】 7番の方、お願いいたします。

【7番】 同じ裁判で、私も同じように考えました。だから、1番と5番の方とは逆に、弁護士さんが、もうちょっと被告人の立場を考えて、もっと鋭くやれば、これは私達ももっと迷ったのではないかと思うような、私達のほうはそういう裁判でした。

【5番】 ありましたね。

【7番】 逆でした。

【司会者】 それは、やはりその事件、証拠の見方とかの意見の場面で、もっとこういう立証があってもよかったなとか、そういう部分もあるのですか。

【7番】 弁護側の証人の方も、ちょっと出席できなくなったとかいろいろな事情があるようなのですけれども、だから、ちょっと被告人の立場に立たなさすぎたというか、何かそういう面が見られたのが印象に残っております。

【司会者】 本当は呼びたかったのだけれども来られなかった証人の方がいらっしゃって、本当はその人が来てくれれば、もうちょっと被告人にとって有利なことが出たかもしれないというような。

【7番】 でも、他の証人の方に、やはり質問を、弁護人側からの質問も少なかったように、もっと聞くことないのって私達が思うくらい控え目だったような気がします。

【司会者】 そこが先ほど5番の方もおっしゃった、突っ込み不足というようなところですか。

【7番】 はい。

【司会者】 分かりました。

続いては3番の方、お願いいたします。

【3番】 さっき2番の方とか他の方もおっしゃっていましたが、ちょっと弁護人がやっていることに無理があるんじゃないかみたいなことをおっしゃられていて、私も確かにそう思った部分は多かったのですけれども、逆に、被告人と弁護人の関係と思ったときに、被告人がすごく弁護人の方に甘えているというか、信頼しているというか、それがすごく感じられたので、被告人にとっては、とてもいい弁護をしてもらっているという感覚があったのではないかと。ただ、裁判員として話を聞くと、やはり被告が言っていることはどうしても自分にいいことを言っていることになってしまっていて、それは弁護人の言っていることもイコールで、ちょっとそれはどうか、というふうな印象があったという結果になってしまったのだと思うのです。

【司会者】 やはり，ちゃんと弁護人の人は被告人の気持ちというか，言いたいことをよく分かった上で活動しているのだろうということは，分かっていたいたということなのですかね。逆に言うと。

【3番】 弁護人本人がどう思っているかのことではなく，被告人はこういうふうな意見ですという。

【司会者】 分かりました。

やや厳し目の意見が多いのですが，先ほどちょっと弁護士の方からの話題があったように，例えば1番の方の事件なんかは，その弁護人のほうの主張がある程度入れられて，量刑にも反映したような事件ではないかと思うのですが，この辺りいかがでしょうか，1番の方。その審理，質問の仕方とか弁護人の主張の仕方とか，ごらんいただいて。

【1番】 僕が担当したその密輸事件で言えば，弁護人の方の弁護についてはとても分かりやすかったです。

ただ，冒頭陳述では触れられなくて，その後の裁判員のほうの質問で出て，次のときかな，一緒に被告人に対するときには，多少説明を加えたのですけれども，6番の方が一番最初に言っていましたけれども，事件を起こしたその元々の部分は何なのだろうと，更にそのベースの部分が，裁判員の方はみんな僕も含めて知りたくて，その部分が冒頭陳述になくて，そこがすごいずっと疑問に思ったりしていたのです。そういうのが冒頭陳述の中できちんと入っていると，その辺のところの量刑についてはもうちょっと判断が変わったかなというのが，ちょっと思いました。

ただ，全体としては，分かりやすかったです。

【司会者】 恐らく冒頭陳述では，どうして密輸をしてしまったかというところ，これこれこんな事情で……。

【1番】 いや，そのどうして密輸をしてしまったかがなかったのです。むしろ，その事件のスタートから始まっちゃっていたので，何でその被告が覚せい剤の密輸をしなければいけなかったのかという部分がなかったのです，それが是非あればと。

途中で入ってきたのでいいのですけれども、できたら冒頭陳述の辺りからそれがほしかったと思いました。

【司会者】 8番の方、お願いいたします。

【8番】 今までのお話と全く別のお話になりますが、弁護士の方でよかったなと感じているところがございまして、まず、裁判員裁判でいらした皆さんというのは、もちろん皆さん初回の方ばかりでしたので、まず、これから何が起こるのだろうかということを、やはり余りよく理解していないという中で、冒頭陳述の中で、弁護士の方が言われてたのが、黒か黒でないかということで、資料にもございました。私達って、いろいろな話を聞いていく中で、多分かなりグレー、濃いグレー、でも黒かどうかまでは断言できないと。これは推定無罪という考え方なのでしょうか、やはりその方は無罪になるのだと、だから完全に黒と言い切れないと有罪にはできないんだということを説明されて、裁判員の皆さんが、ああそうなんだと。先ほど2番の方が、もうどう考えても、素人が考えても多分黒だろうと思わしきも、真っ黒だと確実に言えない限りは白なんだというような説明をされたというのは、裁判員の人間にとっては、これからどういう判断をしていくかというときに、非常にインパクトがあったいい説明だったなと感じました。

【司会者】 分かりました。ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。いろいろな話が出て、思い出された部分などがあれば。

どうぞ、6番の方。

【6番】 資料をそれぞれ検察の方と弁護士さんの方が作ってくださって、すごく差があって、検察の方はカラーで何かすごくて、弁護側は何か地味な感じで。後から、検察の方は組織で作る、そんなことをお聞きしたんです、どなたかから。弁護士の方も個人でそれぞれ作られている、そういう差も出てくるのかなと思ったりして、そういうのでも結構、私達にしたら両方初めてだし、どういう経緯でどういうふうになられているかということも分からない中で、余りにも違うようなものを

見せられると、別にそれで左右されたかどうかは分かりませんが、すごく差がありましたので、工夫も必要なのかなど。

【司会者】 もうちょっと工夫してほしかったということですね。

【6番】 そうですね。

【司会者】 分かりました。

大体出たでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、弁護士のほうからの御意見なり、もしくはもうちょっとこの方にこんな点を聞いてもらいたいという点がございましたら、お願いいたします。

【野中弁護士】 非常に厳しい意見をいただいて恐縮するばかりなのですが、

では、お話が出た中から、弁護士としてのお答えというところで、まず、4番の方からありました2名体制なのに一人ばかりしゃべって、主任ばかりしゃべっているんだというお話がありまして、それぞれの弁護人、二人の間で分担等をしておるはずなのですが、実際に裁判に向けての準備というものが、法廷で実際にしゃべったり説明をするという以前に、検察官から開示される証拠等も、裁判員裁判の場合には多くなるものもありますので、そういったものの検討であるとか、あるいは弁護側として出すべき証拠の準備であるとか、そういった実際に法廷では見えない部分の活動というものもかなりございますので、恐らくもう一人の弁護人のほうは、そういった作業のほうを主に担当していたのではないかというふうに推察する次第でございます。

それで、あとはちょっと、2番の方6番の方から、誰にでも有罪だという事件についての弁護について、弁護人としての心情という点なのですが、前提としまして、やはり被告人の主張、この被告人の利益に沿う形で被告人の主張を法廷で法的に構成していくというところが弁護人の役割でございますので、やはり被告人の意向に沿う形であるということは、職務上の我々の義務でございます。

ただ、6番の方からもありましたけれども、事前にそういう話とかのすり合わせ

ですね、そういった話を突き詰めていけば、そこら辺は法廷での主張も変わってくるのではないかなというお話も、御指摘いただいたところですが、もちろん私もそうですけれども、弁護人は皆、検察官から事前に証拠の開示等を受けますので、そういった証拠の検討、それを踏まえての被告人の弁解からすると、こういった点がちょっとどうなのかというようなところというのは、検討した上で事前に被告人と実際にやりとりをするのですね。それを踏まえて、被告人からまた合理的な弁解があることもありますし、場合によっては、ただそれでも自分は例えば知らなかったとか、そういう主張になることは、往々にしてございます。

ですので、そういった場合には、法廷ではもちろん、被告人の弁解に沿った主張をこちらがしていくということにもなっています。そういったことを踏まえての法廷での活動ということになってまいります。

それから、あとは5番、7番の方からいただいた御指摘は、まさに本当に耳の痛いというか、それは本当に弁護人としては、本当にきちんと、そういうふうに関実に法廷で見られている方からそういう感想を抱かれるというところは、本当にそこは活動に不足があったというふうに感じざるを得ないのかもと、今お話を伺った限りで思いますので、その辺りは肝に銘じてやっていきたいと思っております。

それから、一つちょっと補足ですけれども、8番の方から黒か黒でないかというところの説明を、実際に弁護人の方から説明されて非常によかった、というお話がありましたけれども、確かにそこはそのとおりで、そのようにおっしゃっていただけるのは非常にうれしいところです。

裁判所からも恐らく刑事裁判の原則という説明を受けてらっしゃるのではないかと思いますけれども、実際に立証責任は検察官にあって、その立証の程度というものも、結局常識に照らして間違いないと言えるかどうかというところの判断というところになると思いますので。

先ほど、誰が見ても有罪だと思う事件でという、その弁護する心情というところがありましたけれども、あくまでその立証責任は検察官にありますと、立証の程度

も常識に照らして間違いないという程度まで立証できないなら、それは無罪なので  
すというところが、やはり刑事裁判の大原則としてありますので、我々はそれに従  
って被告人の利益になるよう主張しているという立場にございますので、そのよう  
な活動になってくるということになります。

以上でございますが、私のほうからちょっと1点伺いたいことがございまして、  
済みません、1番の方の事件なのですが、やはり覚せい剤で同じような量を持って  
きた事案に比べると、かなり量刑が低いというふうに感じるのですが。

【1番】 量刑の部分だと、今おっしゃったように、それが多いのか少ないのか  
僕らは分からないんです。それもあって、検察の方の冒頭陳述で、どういうものな  
のかという説明をちゃんとしてほしかったなということ、最初からずっと言って  
います。

【野中弁護士】 これは脅されてやむなく持ってきたものだというところの事実  
の認定として、そういう認定を裁判所としてはされている、判決がされているとい  
うところになるのですけれども、恐らく被告人の弁解というものがメインになって  
くるということになると思うのですが、何かそれをうかがわせるような事情とか、  
そういったものというのは弁護人のほうから説明が他にあったのでしょうか。

【1番】 最初の裁判員からの質問の後ですかね、証人のときに、ようやくその  
話が出てきたかなという感じでした。最初の冒頭するときには、ほとんどありません  
でした。

【野中弁護士】 分かりました。

済みません、もう1点お聞きしてよろしいですか。

【司会者】 はい。

【野中弁護士】 4番の方にちょっとお伺いしたいのですけれども、4番の方の  
御担当になった事件ですと、殺人未遂に執行猶予がついていて、それで、被害者の  
方が許していて今後処分を求めないというようなことだったようなのですけれども、  
これは、被害者の方自体は、裁判には証人としては出てきてらっしゃらないように

伺っておるのですけれども、この辺り被害者本人が本当にどう思っているのかというところを実際に出てきて聞いたかったなとか、そういったところというのは、お話としてなかったでしょうか。

【司会者】 いかがですか、4番の方。できれば、被害者の方から直接気持ちとかを聞いたかったというようなことがございますか。

【4番】 せっかく来たのですから、最低ひと言ぐらいはおっしゃっていただきたいと思うのですが。

【司会者】 他方であれでしょうか、先ほどの1番の方の証人というようにお話が出たのですが、お母さんが確か来日されていますよね。お母さんの話の中からも、脅迫のことというのはある程度出てきたりとかしているのですか。そこで、なるほどそうなんだなというような形なのでしょうか。

【1番】 そうですね。

【司会者】 では、その件で例えば弁護人のほうの証人を呼んで、証人から事実を引き出したことが、すごく量刑には……。

【1番】 それが事実かどうかというのは、その人の話でしかないのですが、それを、恐らく事実だろうというふうに裁判員の方のほとんどがみんな認識はしたと思うのですけれども、それがあって量刑に反映したのは確かでしょうね。ただし、弁護人の方は無罪を主張したのではなくて、4年以下でお願いしますという弁論でしたので、ちょっとその辺が、最後の最後でちょっと違和感を覚えたのは事実でした。

【司会者】 分かりました。

【立松弁護士】 ちょっと1点補足してもよろしいでしょうか。

【司会者】 はい。

【立松弁護士】 一番の話題になっていました、被告人の弁解の件なのですけれども、これは覚せい剤の事件ではなくても、よく被告人が否認している事件の中で、最初接見したときには、してない、やってないとか争ってはいるけれども、どうも

これはうそじゃないかというふうに弁護士自身が思うことも実はあるわけですね。

ただ、証拠関係がどうなっているのかとか、いろいろな状況を考え合わせて、その後いろいろその辺の修正をしていったりとか、あと被告人からもそういうデータなども基にして、実際こうなっているからこの点どうなんですかというようなことを、どんどん接見して詰めて話をしていくようなそういうことをするわけですね。

そういう中で、当然裁判官がこの辺疑問に思うことというのは我々すぐ分かりますから、裁判所は、ちゃんとあなたの言い分を信じたいけれども、こういう点から見れば、これはちょっとなかなか裁判所には信じてもらえないとか、一般の裁判員の人から見れば、この点は常識的にこうでしょうというふうに考えるから、それだけの説明だとなかなか難しいですよ。この辺実際はどうだったのですかとかいうところで、いろいろと更に想像力を弁護人のほうは働かせていって、いろいろなところに足を伸ばして、いろいろなところから情報をつなぎ合わせて、それで被告人が述べていることを、どうなんだということをこちらのほうも突き詰めていろいろ会話をしていくという作業が実は重要で、中にはやはり手を抜いてしまって、その辺が不十分なままで法廷に行ってから、裁判官からこの点どうなんだとかいうようなことを指摘されて、あそこの点はちゃんと詰めていなかったなみたいなこともあるわけなのでですね。

ですから、そういった準備活動というのは、実は弁護士はすごく時間がとられて、接見が限られた時間でしかできないとかいろいろな状況があって、そういう中で活動をしているということもちょっと御理解いただきたいということと、あともう一つ、今回、この覚せい剤の事件、3件とも外国の方なのでですね。その辺でなかなか意思疎通が、通訳の方を通してしかできないのもどかしいところがすごくあるのですね。やはり日本人の場合だと、割とその辺で裁判というのはこういうふうなシステムになっているんですよと、裁判というのはこうなって、その結果あなたの量刑刑というのはこうなるんだというようなことを、ざっくばらんなところでストレートに話が伝わって、時には間接的に伝えることもありますけれども、その辺の話を

どんどん詰めて、被告人のほうもあれこれいろいろとまた考えるということができ  
るのですけれども、ちょっとなかなか外国の方だと、その辺の意思疎通が難しい。  
特に通訳さんがどの程度の力量の方なのかというところで、こちらの我々が思っ  
ていることがそのとおりに伝わっているのだろうかというようなこともありまして、ち  
よっとその辺では、弁護人がすごく、実際法廷で打ち合わせのときにも苦勞するし、  
多分皆さんが見る中でも、事前準備が弁護人と被告人の間にちゃんとできているの  
だろうかと思われる原因になったりするのかな、ということはありません。

最終的には、被告人が争っている以上は、弁護人は弁護士倫理として、それは当  
然、被告人の意向に沿った弁護活動をしなさいといけませんので、そういう中でいろ  
いろと、何とか裁判官にも裁判員にも分かってもらうように努力をそれぞれしてい  
るはずなのですが、やはりそれはそれだけ事前準備ができるかとか、そういういろ  
いろなところによって影響されてしまうというふうには思っております。

**【司会者】** 分かりました。

多少なりとも、裁判員経験者の皆さんの誤解だったりとか疑問なんかが少しは解  
消したのかもしれない。

そこで、ちょっと時間もございますので、ここで裁判官の説明という（3）のと  
ころに移らせていただく前に、裁判官2名のほうから簡単な自己紹介と何か意見な  
どありましたら、お願いいたします。

**【秋田裁判官】** 裁判官の秋田と申します。

私は裁判官になって今年で13年目になります。途中でちょっと別の、裁判官以  
外の仕事をしたりとかした関係もありまして、裁判員裁判の経験は、実はそれほど  
多くありません。

ただ、千葉に来ましてたくさん裁判員裁判の事件がありますので、毎月経験を重  
ねながら、今、徐々に自分も勉強しながら、より分かりやすい説明ってどんなもの  
だろうということを、毎事件ごとに少しでも考えて進歩していけたらなというふう  
な気持ちで、今、裁判に取り組んでいるところです。

具体的に、裁判員を経験されたり、補充裁判員を経験されたりして、事件の直後に事件の審理ですとか評議の感想などをお聞きするというのは、その場で雑談がてらとかよくあるのですが、やはり時間を少し経て、冷静に振り返ってみて、どう思われているかなというのは率直に知りたいなと思っているところです。

ですので、こういう説明がよかったなみたいな、腑に落ちたなみたいな、もし何かあれば是非お聞きしたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】 それでは、続いてお願いします。

【福岡裁判官】 裁判官の福岡と申します。私は裁判官になって、もう少しでちょうど3年というところです。

最初は、裁判官としての最初の勤務地がこの千葉の刑事部ということで、裁判員裁判は最初からずっとやっております、今回この会に参加するので少し数えてみたら、経験数としたら四十数件ぐらいですか、裁判員裁判を担当してまいりました。

もちろん、覚せい剤の密輸事件が多いということにはなるのですが、そうすると何か同じようなものばかりなのかなと思われるかもしれませんが、一つ一つやはり違う事件で個性がありますし、また、毎回違うメンバーで評議するという点で新たな発見があります。

今回、この会で今まで御意見を聞いていても、新しい発見がもう既にいっぱいありますので、今日のこの会でまた勉強させていただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

【司会者】 それでは、ちょっと裁判官について思い出していただいて、御感想を伺いたいのですが、ちょっと裁判官の場合には、やや違ってまして、法廷で何かするというよりは、法廷の前とか後でどんな説明をしたのかとか、その説明が分かりやすかったかどうかという点とか、あと、評議については内容というよりは評議の進め方についてどんな感想をお持ちになられたかという点も含め、裁判官の説明などについて特に印象に残っている点があれば、お伺いしたいと思います。

これは、最初の挨拶で何名かの方から出てはいるのですが、改めてどうでしょうか。どなたでも結構ですけれども。

では、1番の方、お願いいたします。

【1番】 済みません、冒頭の、さっきからそれを言ってばかりなのですけれども、ちょっとお願いしたいというか、特に今回担当したのは量刑を判断するという裁判だったこともあって、評議が始まった最初の段階で、できたら今回の事件の法律はどうなっています、何年以上の刑になっています、この法律の解釈はこうですというような説明を、是非入れていただければと思いました。

それが実際に、今回の事件は懲役5年以上というのが出てきたのが、最後の量刑を決めるところで、ちょっと法律を教えてくださいと僕のほうからお願いして、ようやく出てきたので、そこで初めて分かったので、その情報が最初にあると裁判全体のやり方がまた変わってくるので、それはできたら一番最初に法律の説明をしていただくとよかったかなと思いました。

【司会者】 その辺りは、恐らく最初に説明があったよという経験をされた方もいらっしゃるのではないかと思うのですけれども。

2番の方、どうでしょうか。

【2番】 私の場合には、評議のときにそういう説明が全てありました。この刑は懲役5年以上20年未満、最高が結局20年だから裁判員裁判になったんだとか、そういう説明も全てございまして、あと、過去10年間にわたっての覚せい剤の量とか、あと、結局認めたとかということによって刑がこうですよこうですよというのを全てパソコン上で見させてもらいましたので、その中から、大体今回の場合には、この範囲に入るんじゃないでしょうかというのが示されましたので、その中で一応紙に書いて、結論をみんなで出し合いました。その中でも、裁判官の方が1名でもその中に入っていないと無効になりますとか、全てそういう説明は詳しくあったので、私はそういう点については何の疑問も抱かなかったですね。ですから、大変参考になりました。

【司会者】 分かりました。ありがとうございました。

その他、また全然違うポイントでも結構ですけれども、何かございますでしょうか。

では、4番の方。

【4番】 (3)の②ですが、評議の進め方とその他について、2点ちょっと申し上げたいのですが、評議は普通の裁判というか、裁判員裁判以外の裁判は裁判長が議長になると思いますが、私の関与した裁判では、左陪席の人がやったのですけれども、評議の議長も裁判長がやったほうが私はよろしいかと思うのですが、その点いかがなんでしょうかね。

【司会者】 そこは、いろいろなパターンもあって、いろいろな事件によって変わりますし、どちらもあるということだと思えるのですけれども、裁判長がやっている場合もありますので。

【4番】 裁判長が議長をやると誘導するというか、そういう点も考慮されているのですかね。

それから、裁判員制度ナビゲーションの20ページに、冒頭手続・事件の争点が明らかになるまで、という項目のケーススタディがありますね。これによると、午前中に裁判員選任手続で裁判員に選任されて、午後からすぐといたしますか、公判が開かれているようなケースなのですね。私の関与した裁判員裁判は、選任手続だけ午前中で終わりました、午後はやらなかったのですね。やったほうが私はいいと思うのですが、千葉県も広いですから、南のほうから来る方は大変だろうし、半日節約になると思いますので、そうすると最後の第3回公判の期日ですか、それが必要なくなると思うのですが、その点いかがでしょうかね。

【司会者】 分かりました。では、後ほどまとめてお答えすると思いますので。

その他、いかがでしょうか。

それでは、8番の方、お願いいたします。

【8番】 まず、裁判官の方、皆さんファシリテーション能力が非常に高いなと

いう感じで、先ほど7番の方も言われていたのですけれども、審理をやっていく中で、いろいろな人がいろいろな意見をうまくまとめて、発言機会の少ない方に対しても、きちんと発言をする機会を提供するというか、そういうことで多分裁判員の方は非常に参加しやすい進め方がされていたのだらうなというふうに考えます。

あと、説明もその都度ですね、今からやることとかそういうのもきちんと丁寧に説明されていたので、余り疑問を抱いて、今から何をやるのか、どうしたらいいのかということが分からないようにはなっていなかったもので、非常によかったと思います。

あと、裁判員の方が一つの意見に傾きかけたときに、裁判官の方が、皆さん、ちょっとこういう見方で見ると違う側面がないですかということで、わざと反対意見的なことを説明して、それに対してみんなでちょっと検討するというようなことで、いろいろな視点から物事を考えさせるようなヒントも途中で与えてくれたりとかで、非常によかったと思います。

あと、私が担当したときは、証人の方がお二人呼ばれていたのですが、ちょっと異例な状況で、お一人については宣誓すらないということで、全く証言をされないということがありました。その方については、正当な理由なくして証言を拒否したということで、過料になりますというふうなことがあって、私達の中では、過料を科すか科さないか、科すとしたらどの程度かというような、ちょっと普通の裁判員裁判ではないような状況というのもちょっと発生しましたけれども、その辺の説明も丁寧にされていまして、その証人お二人のうち、お一人は宣誓をされたのですが、ほとんど証言はしない。ですから、検察官の方も弁護士の方も、ほとんど質問しても、余りもう答えたくありませんというような回答しか返ってこなかった。ちょっとこれお話ししていいかどうか分からないのですけれども、その証人のお二人というのが、共謀の共犯者と思わしき方々、そのお二人はもう既に実刑の判決を受けていた方で、事件が10年ぐらい前の事件ということでしたので、もうこの期に及んで記憶も曖昧であるとか、もう話したくない、もう私達はきちんと刑を受け

ているので、もう一切構わないでくれというような姿勢があったのですけれども、そういうような特異な例だとは思いますが、それに対しましても、裁判官の方が非常に毅然と対応されていましたが、あと、もし証言が得られなかったときにはこういうふうにしようということで、日程について先ほど私人日間で長いほうだったというのは、実はそういう証言が得られなかったときのことを考えて、その場合には、過去のそのお二人の裁判記録を基に、証言がなくてもそれで進めていこうとかという準備も非常にきちんとされていたので、全体として非常に裁判官の方の質の高さというのを感じたのと、あと、非常に偏見を持っていて申しわけないのですが、裁判官の方というのは非常にお仕事が忙しいということで、私達の一般市民感覚とのいろいろなものの見方の差ですとか常識と呼ばれるものの差とか、元々この裁判員裁判が始まったときに一般市民の考え方を取り入れようというような趣旨も中にはあったと思うのですが、私が接したその3名の裁判官の方は、非常に私達といろいろなものの見方というのが似ているところがありまして、特にそういうところで、あ、裁判官の方はこういう考え方をするのかということに違和感を感じるどころがなくて、非常に私達と同じような感覚で物事を捉えているなというところで、非常にやりやすかったです。

**【司会者】** 分かりました。ありがとうございました。

いろいろな特殊な状況について、一応説明ができていたというようなことでしょうかね。

それでは、時間の関係もありますので、今まで出ていた点も含めて、特に裁判官サイドから何か、この点はこういう説明をしておこうというところがあれば。なくても結構ですが、どうですか。

**【福岡裁判官】** 4番の方がおっしゃっていた、午前選任でそのまま午後に審理をするか、それとも選任をしてまた後日ということで、別の日に審理を行うかという点なのですけれども、これは我々としても非常に毎回悩ましいところでして、やはり会社で仕事をされている方だと、選任されてそのまま午後に審理ということで

あると、非常に会社等の都合がつけにくいということをおっしゃられることもあります。逆に、全体としての日程が短いほうが仕事への支障が少ないといったようなことで、そのまま続けてほしいという意見もありまして、この点については、それぞれその全体がどれぐらいの長さになるかだとか、そういったところも考えながらそれぞれの裁判体で決定しているところだと思いますので、貴重な御意見として伺っておきたいというふうに思います。

以上です。

【司会者】 あとは特によろしいですか。分かりました。

それで、一番最初の質問事項1のところでも、何人かの方から裁判官の説明の部分が出ておりましたので、その点も含めてお聞きしたというふうに考えております。

評議の進め方で幾つかお話がありましたが、裁判長が議長をするのかしないのかという点については、先ほど申し上げたようにこれはいろいろなパターンがありますし、実際にも、裁判長だけがよく知っているわけではなくて、その事件の主任裁判官というのは若い人だったりすることもありますので、そういう意味で、皆さんと議論を進める上で、どういうやり方をしたら一番議論が進めやすいのかなという点に対応していますので、その結果議論の進め方がどうだったのかなという、もし御意見があれば、それは是非これから参考にさせていただきたいと思っております。

その他、どうでしょうか。先ほどの法律の説明とか刑の決め方については、ちょっとやや説明が足りなかったという見方と、十分説明してくれたという見方と両方あったようですけれども、それについて、最後に何か御感想というか御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

【7番】 はい。

【司会者】 それでは、7番の方、お願いします。

【7番】 私の担当した裁判の裁判長さんは、物すごくよく説明もしていただきましたし、ちょっと私が心の中で疑問に思う点があったんですが、それすら見抜いて元に戻って説明して、皆さんに問うことから始めてくれたのがすごくうれしかった。

たです。結果的に私も理解してすごくいい結果が出たと思います。

5番の方，どうでしょうか。

【5番】 よいチームワークでした。

【司会者】 分かりました。ありがとうございました。

まさにおっしゃっていただいたように，お一人お一人のことを私達もよく分かった上で，どう進めるか，というのが私達の一番ポイントですので，その辺が成功すると，私達のほうがやりがいがあるなと感じるところですので，これからもそんな形で，お一人お一人としっかり向き合っていい進行をしていきたいなと思っております。ありがとうございました。

それでは，まだ時間が少しございますので，最後の質問事項3ということで，これから裁判員もしくは裁判員候補者となられる方へお伝えしたいことをお聞かせください，ということですので，どうでしょうか。先ほど過去の裁判員経験者の方から，こんな話を聞いてよかったという話もありましたので，そういう意味で，感じていることをこれから自分は伝えていくつもりだというような，そんな視点でも結構ですので，何かこういう点をむしろこれからの人に生かしてもらいたいというような点はございますでしょうか。

4番の方，どうぞ。

【4番】 私の関与した裁判で，評議開始時間から10分遅れるという連絡を入れて来た方がいて，裁判長はそのままで入れていましたけれども。

【司会者】 時間をしっかり守ろうみたいな，そういうことですかね。分かりました。

その他，いかがでしょうか。御自身が経験されたことで，是非伝えたいことはございますか。

6番の方，お願いいたします。

【6番】 母は東京に住んでいるのですけれども，母のところにも来年1年間候補者になりますという通知がきて，ただ，母はもう70を超えているので，どうしよ

うかな、受けようかな、受けないかなとかと言っていて、もう年もとっているし冷静に判断できないしなどと迷っていたのですけれども、私も母にも伝えたのですが、いろいろな価値観だったり、いろいろな人が関わる方がいいと思うので、冒頭にも申し上げたのですけれども、だからこそ是非受けて、率直なところで意見を言ったほうがいいよと伝えたのですけれども、そんなふうにも迷われている方もやはりいらっしゃるのかなとも思うので、これからはなるべくその点はそう伝えたいと思います。

【司会者】 分かりました。ありがとうございます。

その他、ございますでしょうか。

どうぞ、それでは3番の方ですね。

【3番】 私も周りにまだ、余りこの裁判員をやりましたということは言っていないで、身内にしか言っていないのですけれども、今日皆さんのお話を聞いて、別世界のことみたいだなと、びっくりしています。

私と、一緒にやった裁判員の方との雰囲気が違いすぎて、何かもっと悲壮な感じで裁判の期間を過ごしていたので、もっと明るく周りにやったよって言っていいんだと何となく思えました。余り、怖かったとか言わないようにしようと思いました。

【司会者】 事件の内容も内容だったりとかするので、やや重い感じになったりとかするのですかね。

【3番】 しゃべれなかったり、余りよく寝れないとか、そんな話ばかりだったので、私が聞いたのはそうだったけれども、皆さんがおっしゃっていた問題点は逆に経験しなかったもので、すごく弁護人の方も検察官の方も裁判官の方も親切だったし、やったほうがいいよと強く言いたいなと思いました。

【司会者】 ちなみに3番の方は、怖い思いもしたというか、事件の内容が怖かったり被告人に見られたりとかいうのが怖かったけれども、最終的にはやりがいをもって終わったということだったと思うのですけれども、その恐怖心みたいなもの

というのは、どうでしょうか、最終的にはもうそれほど残らなかったということなのでしょうか。

【3番】 事件自体が残酷だった、というのは残るのですけれども。

【司会者】 終わってからはどうですか。

【3番】 最後まで、その方と対峙することが怖いと感じなかった理由はちょっとここで言っていていいことなのか分からないのですけれども。

【司会者】 余り個人的なことであれば結構ですので、そこは。

【3番】 例えば私の顔を覚えられて報復するような人達が法廷に出てこなかったという印象があったというのが、顔を見られたことに対する恐怖がなくなったということなののですけれども。

【司会者】 ということですかね。そこは納得できたというか、自分の中ではちゃんと解消できたということになりますかね。

【3番】 そうですね。多分、町中でばったり会っても、別におまえがと絶対言われないような状況だろうなというふうに思いました。

【司会者】 分かりました。そういった経験も含めて、これからの方に伝わればと思いますので。

その他、特にどうでしょうか。自分の経験を是非伝えたいといったような点がございませうでしょうか。

2番の方、お願いいたします。

【2番】 これには余り関係ないかもしれないのですけれども、被告人が外国人でよかったなということは、私は非常に思いました。日本人じゃなくてよかったと。そういう点では余りストレスも感じずに、外国人だからというのがちょっと印象的にも非常にありました。裁判員の方もそういう思いをやはり食事のときなんか話したんですよ。そういうことをやはりおっしゃってましたので、そういう点というのは、やはり3番の方と違って非常に気は楽でした。

【司会者】 逆に言うと、そういう事件ばかりでもないのです、ストレスとどう向

き合うかというか、そこがやはり重要なのではないかということにもなるのですかね。

【2番】 そうですね。

【司会者】 分かりました。ありがとうございます。

続いては、8番の方、お願いいたします。

【8番】 私、先ほど申し上げたとおり会社員で、会社のほうで裁判員として出ることに対しては非常に理解があるのですが、他の方のお話を聞きますと、なかなか会社を休んで来ることが難しいという、実際来られている方でも自分の有給休暇を使って出てこなければならないとか、もしくはこちらで5時ぐらいに終わった後、会社がすぐそばなので今から会社に戻って仕事をしますという方もいました。特に月末、6月の下旬から7月の上旬で、会社の経理を私一人しかやっていないので、私が今から会社に戻ってというようなことを言われている方もいましたので、直接裁判員の方とは関係ないのですけれども、やはり日本の企業のほうとかも、どんどんこういう制度を理解して、裁判員として出る方に出やすい環境の支援というのをしてもらえたらありがたいなという感じはあります。

【司会者】 分かりました。ありがとうございました。

それでは、ちょうど時間もぴったりにということになりますので、一応本日の意見交換の内容としては、以上で終了ということにさせていただきます。

これまで、本当に皆さん、どの問題についても活発に御意見をいただきまして、非常にありがたかったです。私達裁判官も含めて、検察官や弁護士の方にも非常に有益な会だったのではないかと私は思っております。

今後とも、裁判員裁判を是非皆さんに温かく見ていただきたいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

(別紙2)

### 話題事項について

- 1 まず、裁判員を務められた感想を簡単にお聞かせ下さい。また、その後の周囲の反応やご自身の様子などについてもお聞かせください。
  
- 2 次に、今回の意見交換会では、「審理の分かりやすさ」についてご意見をお聞かせいただくことを予定しております。そこで、当日は、次のような話題事項に沿って、意見交換をお願いしたいと考えております。
  - (1) 検察官の説明は分かりやすかったですか。検察官について印象に残っているのはどのような点ですか。もっとこうして欲しかったといった要望はありますか。
    - ① 冒頭陳述（審理の最初に検察官が行った説明）
    - ② 証拠の説明（モニターを利用した書類の説明や供述調書の朗読等）
    - ③ 証人、被告人に対する検察官の質問
    - ④ 論告・求刑（審理の最後に検察官が行った説明）
    - ⑤ その他
  - (2) 弁護人の説明は分かりやすかったですか。弁護人について印象に残っているのはどのような点ですか。もっとこうして欲しかったといった要望はありますか。
    - ① 冒頭陳述（審理の最初に弁護人が行った説明）
    - ② 証拠の説明
    - ③ 証人、被告人に対する弁護人の質問
    - ④ 弁論（審理の最後に弁護人が行った説明）
    - ⑤ その他
  - (3) 裁判官の説明は分かりやすかったですか。裁判官について印象に残っている

るのはどのような点ですか。もっとこうして欲しかったといった要望はありますか。

- ① 裁判手続や法律用語に関する説明
- ② 評議の進め方
- ③ その他

3 最後に、これから裁判員（又は候補者）となられる方へ伝えたいことをお聞かせください。